

改正

平成28年3月25日告示第40号

平成31年3月7日告示第9号

令和3年3月29日告示第69号

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の活用を促進し、本町の人口の増加及び定住促進を図るため、町が予算の範囲内で交付する山ノ内町空き家活用改修等事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 空き家 町内に存する現に人が居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)居住の用に供する建物(併用住宅を含む。)で、賃貸を目的に建築又は取得されたものでない建物
- (2) 転入 他の市町村の住民基本台帳から、山ノ内町の住民基本台帳に記録が移されること。
- (3) 定住 転入後、町内に永住又は12年以上の期間生活の本拠地を置くこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成26年4月1日以後に町外から町内に転入した者又は転入しようとする者で、かつ、転入後3年を経過していない者
- (2) 町内に定住の意思がある者
- (3) 空き家を所有する者(補助対象者が空き家を所有する者の場合は、旧所有者)と補助対象者(生計を共にする世帯員を含む。)が、三親等以内の親族でない者
- (4) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が、地方税を滞納していない者
- (5) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (6) 転入しようとするものにあつては、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に居住を開始することができる者
- (7) 空き家の所有者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる改修等(以下「補助対象事業」という。)は、居住の用に供する建物(併用住宅の場合は、店舗、倉庫等の用途に係る部分を除く。)に関し、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、トイレ及び風呂の改修等
- (2) 上水道、公共下水道及び農業集落排水事業施設への接続
- (3) 居住の用に供する部分に係る屋根若しくは外壁の改修等。ただし、補助対象事業が屋根若しくは外壁の塗装工事のみの場合は、補助金交付の申請を認めないものとする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象事業とすることが適当と認める屋内の改修等。ただし、補助対象事業が畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等の簡易な改修のみの場合は、補助金交付の申請を認めないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条の定める補助対象事業の経費総額の2分の1を乗じて得た額とし、該当額が80万円を超えるときは、80万円とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者（生計を共にする世帯員を含む。）に対し1回限りとする。
（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 生計を共にする世帯員全員の住民票及び外国人登録原票記載事項証明書。なお、婚姻を予定している者にあつては相手方の住民票
- (2) 地方税の滞納がないことの証明書（世帯員を含む。）
- (3) 事業の対象となる建物の所有が証明できる書類
- (4) 補助対象事業の見積書の写し
- (5) 補助対象事業の図面及び仕様書
- (6) 補助対象事業着手前の現場写真
- (7) 住宅の売買契約書の写し

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山ノ内町空き家活用改修等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項に基づく補助金交付決定後に補助対象事業の大幅な変更、又は事業費の2割以上の変更が生じる場合は、速やかに山ノ内町空き家活用改修等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

3 前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、変更の可否を決定し、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金変更承認決定通知書（様式第5号）又は山ノ内町空き家活用改修等事業補助金変更不承認決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

4 第1項で定める交付決定前に事業の着手が発覚した場合には、その時点で補助対象として認めないこととする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには山ノ内町空き家活用改修等事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し又は請書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象事業完了後の現場写真

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（事業完了の確認及び補助金の額の確定）

第10条 町長は、実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）に

より、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求手続き)

第11条 補助事業者は、確定通知書を受けたときは、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金請求書(様式第9号)により、町長に補助金の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 転入後、12年以内に転出をしたとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金交付取消決定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月25日告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日告示第9号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第69号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。